夫婦会員制度導入の お知らせ

夫婦会員制度とは?

<u>夫婦で入会(更新)</u> される場合、夫婦それぞれについて年会費 が半額になります。 (年会費2,000円→1,000円)

例)

- ①共に現会員の場合 本年度の会費から半額になります。
- ②配偶者が新たに入会した場合(現会員会費納入後に配偶者が入会) 現会員年会費2,000円 新入会員年会費1,000円(半額)
- ※次年度から共に半額になります。
- ③共に新規入会した場合

共に半額 この制度をご利用される方は、「夫婦会員登録申出書」 (センターにおいてあります)をご記入うえ、提出ください。

現在夫婦で入会されていない方は是非配偶者の方の入会をおすすめください!

会員会費規定抜粋

(会費の額)

- 第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表のとおりとする。
- 2 前項の会費について、理事会は、免除すべき相当の事由があると認めるときは、全部又は一部の免除を議決することができる。
- 3 第1項において、夫婦ともに一般会員となり、別の定めに基づいて承認を得た場合には、夫婦それぞれ半額とすることができる。